

# 職員慶弔見舞金規程



公益社団法人 日本ビリヤード協会

第2版 2018年3月23日

<文管 2-22>

## 第1章 <総則>

(目的)

第1条. 本規程は、公益社団法人日本ビリヤード協会（以下、「本協会」という）の職員の慶弔禍福に際し支給する慶弔見舞金について定めたものである。

(慶弔見舞いの種類)

第2条. 本協会が支給する慶弔見舞金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 結婚祝金
- (2) 出産祝金
- (3) 傷病見舞金
- (4) 災害見舞金
- (5) 死亡弔慰金

(勤続年数の計算)

第3条. 本規程における勤続年数の計算は、採用の日から支給事由発生の日までとする。ただし、本協会都合によらない休職期間を除く。

(適用範囲)

第4条. 本規程は、職員就業規則第2条に定める職員に適用する。

## 第2章 <結婚祝金>

(結婚祝金)

第5条. 職員が結婚した場合には、次の勤続年数の区分により結婚祝金を支給する。

- (1) 勤続2年未満： 10,000円
- (2) 勤続2年以上5年未満： 20,000円
- (3) 勤続5年以上： 30,000円

(双方職員の場合)

第6条. 結婚の当事者双方が職員の場合、前条の祝金は各々に支給する。

(職員の子の結婚)

第7条. 職員の子が結婚した場合、祝金として10,000円を支給する。ただし、同じ子に対しては、1回限りとする。

(祝電等)

第8条. 本人が結婚する場合で、理事長が披露宴に出席しない場合は、理事長名で祝電を送る。

### 第3章 <出産祝金>

(出産祝金)

第9条. 職員またはその配偶者が出産したときは、次のとおり出産祝金を支給する。

(1) 一産児につき： 10,000 円

(死産のとき)

第10条. 職員またはその配偶者が、妊娠12週を超えて死産の場合は、弔慰金として前条の半額を支給する。

(双方職員の場合)

第11条. 夫婦双方が職員の場合、第9条および前条の祝金等は、いずれか一方に支給する。

### 第4章 <傷病見舞金>

(業務上の場合)

第12条. 職員が業務上の傷病により療養するため7日以上欠勤をする場合、次の区分により傷病見舞金を支給する。

(1) 勤続3年未満： 20,000 円

(2) 勤続3年以上： 30,000 円

2. 前項の金額は、発症理由等により、または療養が長期に及ぶときには、理事会の決定により増額または追加を行うことがある。

(私傷病の場合)

第13条. 職員が、私傷病により療養するために30日以上欠勤をする場合、次の区分により傷病見舞金を支給する。

(1) 勤続3年未満： 10,000 円

(2) 勤続3年以上： 20,000 円

## 第5章 <災害見舞金>

(災害見舞金)

第14条. 職員の住居が被災し、損害を被った場合は、次の区分により見舞金を支給する。

区分	判断の目安	世帯主	非世帯主
全焼、全壊、流出	おおむね建物の時価の50%以上、建物の延床面積の70%以上の損害	100,000円	50,000円
半焼、半壊、一部流出	おおむね建物の時価の20%以上50%未満、建物の延床面積の20%以上70%未満の損害	50,000円	30,000円
一部焼失、一部損壊、床上浸水	おおむね建物の時価の3%以上20%未満の損害	30,000円	10,000円

(受給順位)

第15条. 前条の場合、2人以上の同一世帯の職員がいるときは、年長者の1人に対して支給する。

## 第6章 <死亡弔慰金>

(本人弔慰金)

第16条. 職員が死亡した場合は、次の区分により、遺族に対して死亡弔慰金を支給する。

- (1) 業務上の事由による死亡の場合
  - ① 勤続5年未満： 50,000円
  - ② 勤続5年以上10年未満： 100,000円
  - ③ 勤続10年以上： 200,000円
- (2) 業務外の死亡の場合
  - ① 勤続5年未満： 20,000円
  - ② 勤続5年以上10年未満： 30,000円
  - ③ 勤続10年以上： 50,000円
2. 葬儀には、協会名および理事長名の花輪または生花を供する。
3. 特に功労のあった職員に対しては、1項の金額を増額することがある。
4. 1項の弔慰金は、労働基準法施行規則第42条から45条に定める遺族の順位を準用し、上位となる1人に支給する。

(家族弔慰金)

第17条. 職員の家族が死亡した場合、次の区分により死亡弔慰金を支給する。

	勤続 5 年未満	勤続 5 年以上
配偶者	10,000 円	20,000 円
子および父母	5,000 円	10,000 円

2. 葬儀に際しては、協会名および理事長名の花輪または生花を供する。
3. 1 項の弔慰金は、同一の支給事由について 2 人以上の職員がいるときは、支給額の多い者を優先し、同一額の場合は年長者の 1 人に対して支給する。

## 第 7 章 <雑則>

(災害見舞金)

- 第 18 条. 本規程に定める慶弔見舞金は労働者災害補償保険法、その他各種社会保険法による給付にかかわりなく支給する。

## 第 8 章 <附則>

(改廃)

- 第 19 条. 本規程の改廃は理事会の決議により行う。

(その他)

- 第 20 条. 本規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。
2. 本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

以上

